

寒川町老人福祉法施行細則新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
別表第 2(第 9 条関係)	別表第 2(第 9 条関係)
(略)	(略)
備考	備考
1～3 (略)	1～3 (略)
4 この表の D1 階層から D14 階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和 22 年法律第 175 号)の規定によつて計算された所得税の額とする。	4 この表の D1 階層から D14 階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和 22 年法律第 175 号)の規定によつて計算された所得税の額とする。 <u>この場合において、扶養控除については、所得税法等の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 6 号)第 1 条の規定による改正前の所得税法の規定により計算するものとする。</u> ただし、次に掲げる規定は、当該所得税の額を計算する場合においては、適用しない。
ただし、次に掲げる規定は、当該所得税の額を計算する場合においては、適用しない。	
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>租税特別措置法第 41 条第 1 項から第 3 項まで、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 19 の 5 第 1 項の規定</u>	(2) <u>租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 24 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 3 項並びに第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 3 項の規定</u>
(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成 10 年法律第 23 号)附則第 12 条	(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成 10 年法律第 23 号)附則第 12 条、 <u>所得税法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 5 号)附則第 59 条第 1 項及び第 60 条第 1 項並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 15 号)附則第 76 条第 1 項、第 77 条第 1 項及び第 2 項、第 80 条、第 81 条並びに第 82 条第 1 項の規定</u>
の規定	
5～7 (略)	5～7 (略)
～略～	～略～
	附 則
	<u>この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。</u>